

東大阪市教育委員会令和8年4月定例会

1 日時 令和8年4月20日(月)

開会 午後2時00分

閉会 午後2時24分

2 場所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	諸 角 裕 久
教育長職務代理者	田 中 宏 一
委 員	堤 晶 子
委 員	秦 卓 宏

(出席説明員)

教育次長	永 吉 勝 則
教育監	中 淵 一 博
学校教育部長	杉 本 た か
社会教育部長	上 月 達 子
政策推進担当官 (学校規模適正化担当官)	西 田 幸 史
教育政策室長	笠 松 博
学校教育推進室長	西 野 要
みらい教育室長	永 田 泰 正
学校教育部次長	古 井 幸 久
学校教育部次長	松 木 裕 幸
社会教育部次長	松 倉 慎 一
社会教育部次長	小 泉 賀 孝
みらい教育室参事	谷 口 理 志
高等学校課長	宮 田 潤
学校給食課長	南 畑 吉 孝
長瀬青少年センター館長	森 本 将 広
荒本青少年センター館長	日 高 圭 介

4 議事

【諸角教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和8年4月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は堤委員にお願いいたします。

なお、山中委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、御報告いたします。

それでは、これより議事を進めさせていただきます。

本日の会議でございますが、日程第1「議案第13号 令和9年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」から日程第10「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

まず、日程第1「議案第13号 令和9年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」について、説明をお願いします。

【古井学校教育部長】

「議案第13号 令和9年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」につきましては、令和9年度に使用する市立日新高等学校の教科用図書の採択方針を東大阪市立高等学校使用教科用図書選定委員会において種目ごとに選定され、学校長より報告を受けた教科用図書について、市教育委員会が慎重に検討の上、採択を行い決定するものでございます。

【諸角教育長】

議案第13号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第13号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第1「議案第13号 令和9年度使用東大阪市立高等学校教科用図書採択方針の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第2「議案第14号 東大阪市学校規模適正化等審議会規則制定の件」につきまして、御説明をお願いします。

【西田学校規模適正化担当官】

「議案第14号 東大阪市学校規模適正化等審議会規則制定の件」につきましては、本市における学校規模適正化に関する基本方針の策定にあたり、新たに設置する学校規模適正化等審議会の組織、運営およびその他必要な事項を定めるため、新たに規則の制定を行うものでございます。

【諸角教育長】

議案第14号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【教育長】

それでは、議案第14号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第2「議案第14号 東大阪市学校規模適正化等審議会規則制定の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第3「議案第15号 東大阪市立青少年運動広場条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきまして、御説明をお願いします。

【松倉社会教育部次長】

「議案第15号 東大阪市立青少年運動広場条例施行規則の一部を改正する規則制定の

件」につきましては、公の施設のさらなる活性化に向けた運用及び根拠規定の点検、スポーツ関連施設における新施設予約システム導入に伴い、所要の改正を行うものでございます。

【諸角教育長】

議案第15号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第15号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第3「議案第15号 東大阪市立青少年運動広場条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第4「議案第16号 令和8年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」につきまして、御説明をお願いします。

【笠松教育政策室長】

「議案第16号 令和8年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」につきましては、東大阪市教育委員会表彰規則第3条の規定に基づき、市内に所在する公私の団体及び市内に居住、勤務又は通学する者で、社会教育関係諸活動において特に功労があったものに対し、教育委員会表彰被表彰者として決定するものでございます。

【諸角教育長】

議案第16号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第16号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第4「議案第16号 令和8年度教育委員会表彰被表彰者決定の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第5「議案第17号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきまして、御説明をお願いします。

【笠松教育政策室長】

「議案第17号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うため、東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者に関する規則第3条、第4条及び第5条の規定に基づき、外部有識者3名を委嘱するものでございます。なお、委嘱期間につきましては、令和8年5月1日から令和9年4月30日まででございます。

【諸角教育長】

議案第17号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第17号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第5「議案第17号 東大阪市教育委員会の事務の点検及び評価に係る外部有識者委嘱の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第6「議案第18号 盾津中学校区学校運営協議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、御説明をお願いします。

【永田みらい教育室長】

「議案第18号 盾津中学校区学校運営協議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、東大阪市立学校運営協議会規則第7条及び第9条の規定に基づき、同協議会委員15名を委嘱及び任命するものでございます。なお、委嘱及び任命期間につきましては、令和8年5月1日から令和9年4月30日まででございます。

【諸角教育長】

議案第18号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第18号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第6「議案第18号 盾津中学校区学校運営協議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第7「議案第19号 東大阪市奨学生選考適正化委員会委員解任及び任命の件」につきましては、御説明をお願いします。

【松木学校教育部次長】

「議案第19号 東大阪市奨学生選考適正化委員会委員解任及び任命の件」につつま

ては、東大阪市奨学生選考適正化委員会について、人事異動に伴い、委員1名を解任し、後任の委員1名を任命するものでございます。任命期間につきましては前任者の残任期間となっております。

【諸角教育長】

議案第19号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第19号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第7「議案第19号 東大阪市奨学生選考適正化委員会委員解任及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第8「議案第20号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきまして、御説明をお願いします。

【松倉社会教育部次長】

「議案第20号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動等に伴い、委員4名を解任し、後任の委員4名の任命を行うものでございます。なお、任命期間につきましては、令和8年4月20日から令和9年11月30日までで、前任者の残任期間となっております。

【諸角教育長】

議案第20号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第20号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第8「議案第20号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第9「議案第21号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきまして、御説明をお願いします。

【小泉社会教育部次長】

「議案第21号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動等に伴い、委員1名を解任し、後任の委員1名の任命を行うものでございます。なお、任命期間につきましては、令和8年4月20日から令和9年6月30日までで、前任者の残任期間となっております。

【諸角教育長】

議案第21号について、御質問・御意見等はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、議案第21号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

よって、日程第9「議案第21号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員解任

及び任命の件」につきましては、原案のとおり可決することと決しました。

次に、日程第10「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」につきまして、御説明をお願いします。

【笠松教育政策室長】

報告第4号につきましては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

「臨時代理第4号 令和8年第1回定例会追加提出議案の意見申し出の件」につきましては、市長より意見聴取のあった市議会令和8年第1回定例会追加提出議案について、3月26日付けで、これを了承したものの報告でございます。

なお、教育委員会に関係する議案の内容でございますが、まず「議案第53号 東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件」及び「議案第54号 東大阪市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例及び東大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例制定の件」につきましては、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正等に伴い所要の改正を行うものでございます。

次に、臨時代理第5号、第6号、第7号及び第8号「一部職員の人事異動の件」につきましては、令和8年3月31日及び4月1日付で一部職員の人事異動の発令を行ったものの報告でございます。

【諸角教育長】

それでは、報告第4号について、何か御意見・御質問等がございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、報告第4号について原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。

日程第10「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」につきましては、原案のとおり承認することと決しました。

次に、報告をお願いします。「市議会令和8年第1回定例会の審議状況について」の報告をお願いします。

【笠松教育政策室長】

令和8年第1回定例会の審議状況について報告させていただきます。市議会令和8年第1回定例会は、令和8年2月27日から3月26日までの28日間の会期で開催されました。本定例会における各議員による代表質問及び個人質問は3月9日から12日に、また、文教委員会は3月4日・13日・16日および24日に開催され、記載の審議報告のとおり質疑、質問がありました。また、議案の審議結果については次の資料、審議結果のとおりとなっています。

以下、文教委員会にかかる審査の概要につきまして、簡潔に御報告いたします。

まず、修学旅行費助成事業について、市長は公約で保護者の経済的負担を軽減することを通じた子育て支援として、東大阪市立の小中学校及び義務教育学校の修学旅行費の無償化を掲げているが、今回提案された予算では助成額を小学校6年生で15,000円、中学校3年生で35,000円を上限としており、公約に掲げる無償化とは、ほど遠い内容である。6月に開催される第2回定例会や9月に開催される第3回定例会でも、事務的に間に合うものであり、様々な手法も含め、無償化へ向けて引き続き検討を続けていくべきであるとの質疑・質問ならびに指摘がありました。尚、その後の本会議において、自民党・公明党より予算にかかる修正案が提案、可決され、結果、本修学旅行費助成事業については予算額ゼロとなり、見送られる結果となりました。

次に、学校規模適正化については、本件は子どもたちの教育環境を最適化することを目指して取り組むものであり、学校規模の適正化そのものを目的とするのではなく、子どもたちの教育環境をより良いものにするという観点に立って進めていくべきである。子どもたちが学びを楽しめる学校づくりを目標に、学校施設をはじめ、不登校支援や小中一貫教育等、教育行政全体の視点を踏まえて本事業に取り組むべきであり、教育委員会が一体となって議論を行う必要がある。さらに、学校再編に伴う施設整備には多額の財源が必要となるため、市長部局とも十分に連携し、基金の創設等を含めた財源の確保について検討が必要である等の質疑・質問ならびに指摘がありました。

このほか、東大阪市が目指す子どもたちのための教育の在り方、電子書籍に偏りすぎない図書館蔵書の整備、子どもたちが安心して通学できるようにするための通学路の安全対

策の徹底、不登校児童を支援するための校内教育支援ルーム支援員の拡充、夜間中学の在り方の見直しと学びの多様化学校設置の検討、中学校における学校制服販売店の保護者に対する周知方法の改善、本市におけるLINEを活用したいじめ相談専用窓口開設の必要性、連携6大学講座の広報の改善、水泳指導民間委託事業における次年度以降の拡充を見据えた効果と課題の検証、生徒の意思を尊重した部活動の地域移行に係る拠点校方式のモデル実施、市立図書館における地元書店との連携強化、物価高騰や大阪府下の他市基準を考慮した就学援助認定基準見直しの検討、学校給食法に掲げられている給食目標に対応したお楽しみ給食の実施、勤労実態に応じた留守家庭児童育成クラブの利用基準見直しの必要性などの質疑、質問ならびに指摘がありました。

【諸角教育長】

ただいまの報告について、御意見・御質問はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

次に、「学校給食費の改定について」の報告をお願いします。

【古井学校教育部次長】

学校給食費の改定について御報告申し上げます。

給食費につきましては小学校が平成28年、中学校が平成31年に改定されて以降、この間の急激な物価高騰が伸展する間も国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用などにより、値上げを見送ってまいりました。

しかしながら、令和8年度は国の交付金の活用も見込めず、依然として米や野菜の値段が下がらないことから、給食費を改定するものです。改定の内容としましては小学校低学年が235円から305円に、中学年が240円から330円に、高学年が245円から355円に、中学生が300円から420円にと、この間、据え置いていた影響から値上げ金額が大きくなっています。

なお、すでに本市では小中学校の給食費の恒久的な無償化を実施しておりますので、保護者からの徴収は改定後もありませんので、念のため申し添えさせていただきます。

【諸角教育長】

ただいまの報告について、御意見・御質問はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

次に、「東大阪市立四条図書館石切分室の開室日変更について」の報告をお願いします。

【松倉社会教育部次長】

現在、四条図書館は四条リージョンセンター4階に移転し開室しておりますが、旧四条図書館に比べ床面積が狭隘であり蔵書冊数や席数が減少しております。東部地域住民の利便性向上を図るため石切分室の開室日を増やす提案が指定管理者から行われたため、石切分室の開室日を6月から変更するものであります。従来の開室日は水曜、土曜、日曜でありましたが6月以降は水曜、木曜、土曜、日曜に変更されます。

【諸角教育長】

ただいまの報告について、御意見・御質問はございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは最後に、その他教育委員の皆様から何か御意見、御質問等ございますか。

【各委員】

(特になし)

【諸角教育長】

それでは、本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、御異議ございますか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【諸角教育長】

御異議なしと認めます。それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局】

次回の教育委員会議につきましては、令和8年5月18日（月曜日）午後2時より開会
する予定にしております。

【諸角教育長】

それでは、これもちまして、東大阪市教育委員会令和8年4月定例会を閉会いたしま
す。委員の皆様方、また、御出席の皆様、大変お疲れ様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	諸角 裕久
東大阪市教育委員会教育委員	堤 晶子